

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	選挙管理委員会
許 認 可 等 の 種 類	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項準用)		
根 拠 法 令 (条 例 等)	地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)		
根 拠 条 項	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>		
審 査 基 準	<p>1 請求の制限期間に関する規定に違反しないこと。</p> <p>(1) 地方自治法(以下「法」という。)第79条の「一般選挙のあつた日」及び「解散の投票のあつた日」とは、繰上投票、一部繰延投票及び一部再投票の期日は含まないものとする。</p> <p>(2) 法第79条の「解散の投票のあつた日」とは、有効な投票が行われた日であり、次の場合については別の請求をすることは制限されないものとする。</p> <p>ア 請求はされているが投票執行前である場合</p> <p>イ 署名収集期間内に法定署名数が得られなかった場合</p> <p>ウ 投票の効力に関する裁決又は裁判の結果、その効力が無効と確定した場合</p> <p>(3) 法第79条の「一般選挙のあつた日(無投票当選を含む。)から1年間」及び「解散の投票のあつた日から1年間」とは、一般選挙のあつた日及び解散の投票のあつた日の翌日を初日として、翌年の同月同日の前日にあたる日までとする。</p> <p>2 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。なお、請求代表者の数は1人でも数人でも差し支えない。</p> <p>3 請求代表者が、原則として国又は地方公共団体の公務員でないこと。(地方自治法施行令第106条、第108条、第109条、第113条、第114条、第115条、第117条、第118条読替準用一公職選挙法第88条、第89条の規定による公務員とは、特別職及び一般職の区分を問わないものとする。)</p> <p>4 請求代表者が被選挙権のある者であること。</p> <p>5 申請が所定の方式を具備していること。</p> <p>(1) 申請は文書をもってすること。</p> <p>ア 法定の様式にしたがっていること。</p>		

イ 請求の要旨（千字以内）が記載されていること。

ウ 請求代表者の住所、職業及び氏名が記載されていること。なお、氏名は必ず自署されていること。

(2) 請求書の提出部数は、2部とする。

6 その他申請の内容が、法令の解釈に照らし不相当でないこと。

○地方自治法施行令

〔議会の解散の請求〕

第100条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第67条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第91条第1項及び第2項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
--------------	------------	------------------

【その他の基準となる法令・通知等】

○地方自治法

〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項又は第2項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第9条第3項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員

である者

〔議会の解散の請求とその処置〕

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

4 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第6項の規定は第1項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。

〔解散請求期間の制限〕

第79条 第76条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあつた日から1年間及び同条第3項の規定による解散の投票のあつた日から1年間は、これを行うことができない。

○地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1000字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間	総日数 おおむね15日（休日を含まない。）
関係法令等	地方自治法第74条第1項・第5項・第6項、第76条第1項・第4項、第79条 地方自治法施行令第91条第1項・第2項、第98条の4、第100条 地方自治法施行規則第9条第1項、第11条第1項、様式（第9条関係）
関係文書等	

審査基準設定年月日	平成6年10月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	選挙管理委員会
許 認 可 等 の 種 類	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項準用)		
根 拠 法 令 (条 例 等)	地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)		
根 拠 条 項	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>		
審 査 基 準	<p>1 請求の制限期間に関する規定に違反しないこと。</p> <p>(1) 地方自治法(以下「法」という。)第84条の「解職の投票のあつた日」とは、繰上投票、一部繰延投票及び一部再投票の期日は含まないものとする。</p> <p>(2) 法第84条の「解職の投票日」とは、有効な投票が行われた日であり、次の場合については別の請求をすることは制限されないものとする。</p> <p>ア 請求はされているが投票執行前である場合</p> <p>イ 署名収集期間内に法定署名数が得られなかった場合</p> <p>ウ 投票の効力に関する裁決又は裁判の結果、その効力が無効と確定した場合</p> <p>(3) 法第84条の「就職の日から1年間」及び「解職の投票日から1年間」とは、就職の日及び解職の投票日の翌日を初日として、翌年の同月同日の前日にあたる日までとする。</p> <p>2 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。なお、請求代表者の数は1人でも数人でも差し支えない。</p> <p>3 請求代表者が、原則として国又は地方公共団体の公務員でないこと。(地方自治法施行令第106条、第108条、第109条、第113条、第114条、第115条、第117条、第118条読替準用—公職選挙法第88条、第89条の規定による公務員とは、特別職及び一般職の区分を問わないものとする。)</p> <p>4 請求代表者が被選挙権のある者であること。</p> <p>5 申請が所定の方式を具備していること。</p> <p>(1) 申請は文書をもってすること。</p> <p>ア 法定の様式にしたがっていること。</p>		

イ 請求の要旨（1000字以内）が記載されていること。

ウ 請求代表者の住所、職業及び氏名が記載されていること。なお、氏名は必ず自署されていること。

(2) 請求書の提出部数は、2部とする。

6 その他申請の内容が、法令の解釈に照らし不相当でないこと。

○地方自治法施行令

〔議員の解職の請求〕

第100条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第80条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第91条第1項及び第2項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
--------------	------------	------------------

【その他の基準となる法令、通知等】

○地方自治法

〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項又は第2項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第9条第3項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職

員である者

〔議員の解職の請求とその処置〕

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

4 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第6項の規定は第1項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第74条第6項第3号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

〔解職請求期間の制限〕

第84条 第80条第1項又は第81条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第80条第3項又は第81条第2項の規定による解職の投票の日から1年間は、これを行うことができない。ただし、公職選挙法第100条第6項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から1年以内においても、これを行うことができる。

○地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を

添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間	総日数 おおむね15日（休日を含まない。）
関係法令等	地方自治法第74条第1項・第5項・第6項、第80条第1項・第4項、第84条 地方自治法施行令第91条第1項・第2項、第98条の4、第110条 地方自治法施行規則第9条第1項、第12条第1項、様式（第9条関係）
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	選挙管理委員会
許 認 可 等 の 種 類	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項準用)		
根 拠 法 令 (条 例 等)	地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)		
根 拠 条 項	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>		
審 査 基 準	<p>1 請求の制限期間に関する規定に違反しないこと。</p> <p>(1) 地方自治法(以下「法」という。)第84条の「解職の投票のあつた日」とは、繰上投票、一部繰延投票及び一部再投票の期日は含まないものとする。</p> <p>(2) 法第84条の「解職の投票日」とは、有効な投票が行われた日であり、次の場合については別の請求をすることは制限されないものとする。</p> <p>ア 請求はされているが投票執行前である場合</p> <p>イ 署名収集期間内に法定署名数が得られなかった場合</p> <p>ウ 投票の効力に関する裁決又は裁判の結果、その効力が無効と確定した場合</p> <p>(3) 法第84条の「就職の日から1年間」及び「解職の投票日から1年間」とは、就職の日及び解職の投票日の翌日を初日として、翌年の同月同日の前日にあたる日までとする。</p> <p>2 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。なお、請求代表者の数は1人でも数人でも差し支えない。</p> <p>3 請求代表者が、原則として国又は地方公共団体の公務員でないこと。(地方自治法施行令第106条、第108条、第109条、第113条、第114条、第115条、第117条、第118条読替準用—公職選挙法第88条、第89条の規定による公務員とは、特別職及び一般職の区分を問わないものとする。)</p> <p>4 請求代表者が被選挙権のある者であること。</p> <p>5 申請が所定の方式を具備していること。</p> <p>(1) 申請は文書をもってすること。</p> <p>ア 法定の様式にしたがっていること。</p>		

イ 請求の要旨（千字以内）が記載されていること。

ウ 請求代表者の住所、職業及び氏名が記載されていること。なお、氏名は必ず自署されていること。

(2) 請求書の提出部数は、2部とする。

6 その他申請の内容が、法令の解釈に照らし不相当でないこと。

○地方自治法施行令

〔長の解職の請求〕

第116条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第81条第1項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第91条第1項及び第2項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
--------------	------------	------------------

【その他の基準となる法令、通知等】

○地方自治法

〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項又は第2項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第9条第3項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職

員である者

〔長の解職の請求とその処置〕

第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

2 第74条第5項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第6項の規定は前項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第76条第2項及び第3項の規定は前項の請求について準用する。

〔解職請求期間の制限〕

第84条 第80条第1項又は第81条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から1年間及び第80条第3項又は第81条第2項の規定による解職の投票の日から1年間は、これを行うことができない。ただし、公職選挙法第100条第6項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から1年以内においても、これを行うことができる。

○地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1000字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標準処理期間	総日数 おおむね15日（休日を含まない。）
関係法令等	地方自治法第74条第1項・第5項・第6項、第81条、第84条 地方自治法施行令第91条第1項・第2項、第98条の4、第116条

	地方自治法施行規則第9条第1項、第12条第1項、様式(第9条関係)
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日
備考	